

2025年5月22日

各位

会社名 株式会社北里コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 井上 太綬
(戸籍上の氏名:井上 太)
(コード番号:368A 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 鈴木 祐尚
経営企画部長
(TEL.0545-65-7634)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年5月22日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所プライム市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 14,000,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 静岡県富士宮市
井上 太綬(戸籍上の氏名:井上 太) 11,800,000株
静岡県富士宮市野中1144番地の3
H&Fパートナーズ株式会社 1,400,000株
千葉県流山市南流山一丁目20番地の10
ナレッジイデア株式会社 800,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、SMB C日興証券株式会社、マネックス証券株式会社及び静銀ティエム証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。引受価額は売出価格と同時に決定される。
なお、本株式売出しに係る株式数の一部は、野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社(以下、「共同主幹事会社」と総称する。)の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される予定である。
- (4) 売 出 価 格 未定(売出価格の決定にあたり、2025年6月9日に仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案したうえで、2025年6月16日に決定する。)

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (5) 申 込 期 間 2025年6月17日(火曜日)から
2025年6月20日(金曜日)まで
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 株 式 受 渡 期 日 2025年6月25日(水曜日)
- (8) 前項各項を除くほか、この株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,100,000株(上限)
売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案したうえで、2025年6月16日(売出価格等決定日)に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社 2,100,000株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における売出価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の引受人の買取引受による株式売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 14,000,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 2,100,000 株
(※)
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2025年6月10日(火曜日)から
2025年6月13日(金曜日)まで
- (3) 価 格 決 定 日 2025年6月16日(月曜日)
(売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案したうえで決定する。)
- (4) 申 込 期 間 2025年6月17日(火曜日)から
2025年6月20日(金曜日)まで
- (5) 株 式 受 渡 期 日 2025年6月25日(水曜日)

(注) 上記(1)に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の一部は、共同主幹
事会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカ
ナダを除く。)の海外投資家に対して販売される予定であります。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、
その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオー
バーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要
状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメ
ントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である北里商事株式会社及び井上
太綏(戸籍上の氏名:井上 太)(以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であり
ます。これに関連して、野村証券株式会社は、2,100,000株を上限として、貸株人より追加
的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2025年
7月18日行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社と協議の上、2025年6月25日か
ら2025年7月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引
所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)
とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合が
あります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株
式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シン
ジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社と
協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式
数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当
社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず
投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成
する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でな
さるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国におい
ては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を
除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は
行われません。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト意識を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらには成長事業分野への積極的な展開を図るために有効的な投資をしてまいりたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後につきましては、財政状態及び経営成績を勘案したうえで、年間連結配当性向 40%以上を目安に、安定的な配当の実施を目指してまいります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

| | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 |
|--------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| 1株当たり当期純利益 | 14,763,498.29円 | 80.68円 | 96.73円 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) | 6,000,000.00円 (-円) | 10,000,000.00円 (-円) | 8,000,000.00円 (-円) |
| 実績配当性向 | 40.6% | 62.0% | 41.4% |
| 自己資本当期純利益率 | 27.5% | 25.4% | 26.4% |
| 純資産配当率 | 11.2% | 15.7% | 10.9% |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 当社は、2025年2月8日付で株式1株につき200,000株の株式分割を行っておりますが、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記3.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2022年3月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、アーク有限責任監査法人の監査を受けておりません。

| | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 1株当たり当期純利益 | 73.82円 | 80.68円 | 96.73円 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) | 30.00円 (-円) | 50.00円 (-円) | 40.00円 (-円) |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. ロックアップについて

上記1.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人かつ売出人である井上太綏(戸籍上の氏名:井上太)、貸株人である北里商事株式会社並びに売出人であるH&Fパートナーズ株式会社は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2025年12月21日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記1.の引受人の買取引受による株式売出し、上記2.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。